

ID: 100

担当部署: 福祉課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	柴田町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第9条		
例規番号	平成20年規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (登録の取消し)</p> <p>第9条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。 (2) 登録事業者が、第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。 (3) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。 (4) 登録事業者等が、法第10条第1項の規定により報告又は帳簿書類等の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 登録事業者等が、法第10条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避したとき。 (6) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。 			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日